

報 告 第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年4月22日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 16万1,400円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成28年3月26日午後0時23分頃、主要地方道新居浜別子山線（大永山344番1地先路上）において、北進中の公用車（相手方とのリース契約による軽自動車）と対向してきた普通自動車とが接触し、双方の車両が損傷した。